お知らせ

補助・助成

住宅用太陽光発電システム補助金

市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電の一般住宅への普及促進のため、その費用の一部を補助します。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

【申請期間】
4月20日(木)から
※土・日・祝日・昼休み（12時～13時）を除く。
※先着順で受付し、予算枠に達した時点で終了。予算の範囲を超えた日に受付した分は、抽選により申込者を決定します。

【申込方法】
令和5年4月1日以降に設置業者と契約後、香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書類一式に記入の上、環境課まで提出してください。

【対象者】
次の全てを満たす方
①自らが居住している市内の住宅（併用住宅も含む）または市内に居住を予定し、新築住宅などに令和6年2月末までに太陽光発電システムを設置される方
②太陽光発電設備の最大出力が10キロワット未満であること
③令和5年4月1日以降に契約していること
④電力事業者と電灯契約を締結していること
⑤市税を滞納していない方

【補助金額】
1件につき1キロワット当たり3万円で最大4キロワット（上限は12万円）

【補助対象件数】
予算の範囲内で40件程度
※すでに発電システムを設置した方、工事中の方は補助の対象になりません。

【問い合わせ・申請先】
環境課
☎53・1063

国保と後期高齢者医療被保険者の方へ
人間ドックの検査費用を助成します

特定健診(健康診査)と人間ドックを同時受診できる医療機関※で受診する場合

特定健診(健康診査)の受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、その場で助成額分を差し引いてもらえます。5月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第お早めにご連絡ください。

※ＪＡ高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など

国保被保険者が上記の医療機関以外で受診する場合
（後期高齢者の方には助成はありません）

人間ドック受診日の２週間前までに、『特定健診の受診券』『助成金の振込口座（受診者名義）が分かるもの』を持参し、市民保険課で手続きをしてください。５月までに受診する方は、受診券がなくても申し込みができます。

※いずみの病院は対象となりますが、高知赤十字病院は対象となりません。

【助成額】 6，000円ほど

【助成の要件】
特定健診と人間ドックを同時受診できない医療機関で受診する場合、次の全てに該当する必要があります。
①人間ドック受診日に、市の国保の被保険者であること
（昭和５９年３月３１日以前に生まれた方）
②国保税の滞納がない方
③今年度、当該受診券により特定健診を受診していない方
④特定健診の実施医療機関で受診する方

※受診した人間ドック検査結果の提出と、特定保健指導の対象となった場合に指導を受けることへの同意が必要です。

対象となる方には受診券を送付します

市の国保に加入している昭和５９年３月３１日以前に生まれた方と市の後期高齢者医療被保険者の方へ、**特定健診(健康診査)の受診券を６月初旬に送付予定**です。有効期限は翌年３月３１日までです（今年度７５歳になる方は誕生日の前日まで）。

■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班
☎53－3115

介護用品の購入助成

介護用品の購入助成制度があります。支給対象の認定を受けるためには申請が必要です。

申請後、支給対象者と認定されてからの助成開始となりますので、お早めに申請、またはお問い合わせください。

【対象者】 市の介護保険要介護4および5の認定者を在宅で常時介護されている市内在住の家族の方で、要介護者・家族ともに市民税非課税世帯の方に限ります。

【助成額】
介護用品の購入に対して、月額5000円を上限に支給されます。

【対象用品】
紙おむつ・使い捨て手袋・介護用おしり拭き・尿取りパッド等

【問い合わせ・申請先】
地域包括支援センター
☎53・3127
香北支所包括支援センター
☎52・9285
物部支所包括支援センター
☎58・3111

香美市産材で木材住宅を建ててみませんか

かみんぐＷＯＯＤは、次の3点を主な要件とした補助事業です。
①市内に居住用の住宅を新築（または増改築）すること
②建築の際に香美市産材を使用すること
③高知県の補助金『こうち木の住まいづくり助成事業』（最高額80万円）

香美市内のストックヤードで原木を購入し、市内の製材所で加工、市内の工務店や大工さんに依頼して市内に居宅を建てる場合は、最高200万円の支援を受けられます。

製材所や工務店が市外の事業者でも利用は可能です。一度ご相談ください。

【対象】
市内に市産材を利用する新築住宅または増改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）

【問い合わせ先】
農林課林政班
☎52・9283

奨学金返還支援補助金

本市への若者定着のため、市内在住の方で奨学金等の貸与を受けて大学等を修了し、就労中の方に奨学金の返還を支援します。

詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

【補助対象】 ①から⑧のすべてを満たす方**※公務員は除く**
①大学等の在学中に奨学金等の貸与を受けていること。
②現に就労していること。
③令和4年4月2日時点の年齢が40歳未満であること。
④前年度に奨学金等の返還を行っていること。
⑤令和3年4月1日以前から、本市に住所を置き、現在も居住しており、今後5年以上、居住する意思があること。
⑥本補助金以外の支援制度の適用を受けていないこと。
⑦市税等を滞納していないこと。
⑧香美市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる者に該当しないこと。

【補助金額】
単年度当たり上限12万円を通算して5年まで申請可

【申請方法】
交付申請書に次のものを添付し、窓口に申請してください。
・奨学金等の借入れの事実を確認できる書類
・前年度に返還した奨学金等の額および当該額を返還した事実を確認できる書類
・就労証明書

【申請期間】
4月24日(月)～
令和6年2月29日(木)
※期間中でも、予算が上限に達した場合など、締め切る場合があります。

【申請・問い合わせ先】
定住推進課 ☎53・1061

農地の権利移動にかかる下限面積の廃止

農地法第3条により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。市では許可を得るためには、許可後の耕作面積が下限面積（土佐山田町40アール、香北町および物部町30アール、空き家バンクの場合は0.1アール）以上になることが要件の一つとなっていました。

この度、農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての下限面積が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、市で設定している下限面積も廃止となります。

ただし、農地のすべてを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事することおよび周辺の農地利用に支障がないことなどの要件は引き続き継続となりますので、ご注意ください。

【現行の下限面積】
土佐山田町40アール、香北町および物部町30アール、空き家バンクの場合は0.1アール

【変更後の下限面積】
廃止(市内全域)

【変更の理由】
農地法の一部改正に伴い、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなったため。

【適用開始日】
令和5年4月1日

【問い合わせ先】
農業委員会事務局
☎53・1085